

# 地域を

## 支える 須恵町を

### 自然教育推進協議会

自然教育推進協議会は、「森が人を作り、人が森を作る」という自然教育推進協議会とライオンズクラブが共同で、久我記念館横の「しゃくなげの郷」で30本の苗木の植樹を行いました。

同協議会は、平成18年から「四季の里づくり」として、「須恵の千年桜」を中心に桜の植樹に取り組んできました。また、平成22年3月からは、「しゃくなげの郷」づくり「森は人をつくる、人が森をつくる」をコンセプトに活動されています。

久我記念館を取り囲む「桜」と「しゃくなげ」が、見事に咲き誇ることを目標とされています。

役職	氏名
会長	大場 正起 (甲植木区)
委員	秋吉 勝國 (須恵区)
委員	小山田英生 (城山区)
委員	鐘川邦次朗 (藤浦区)
委員	篠原ミチヨ (昭穂区)
委員	園田 勤 (長礼区)
委員	田仲 孝子 (城山区)
委員	早川 眞吾 (宇美町)
委員	半田 格 (一番田区)
委員	舛本 六助 (須恵区)
委員	吉松 輝 (須恵区)

### ライオンズクラブと 共同でしゃくなげを植樹

平成22年11月30日(火)、自然教育推進協議会とライオンズクラブが共同で、久我記念館横の「しゃくなげの郷」で30本の苗木の植樹を行いました。

同協議会は、平成18年から「四季の里づくり」として、「須恵の千年桜」を中心に桜の植樹に取り組んできました。また、平成22年3月からは、「しゃくなげの郷」づくり「森は人をつくる、人が森をつくる」をコンセプトに活動されています。

久我記念館を取り囲む「桜」と「しゃくなげ」が、見事に咲き誇ることを目標とされています。



## 「ふくおか都市圏まちづくりプラン」

(第5次福岡都市圏広域行政計画)への「ご意見を募集します」

ふくおか都市圏17市町で構成する福岡都市圏広域行政推進協議会では、「第4次福岡都市圏広域行政計画」の計画期間が平成22年度末で終了するため、現在平成23年度から平成32年度までの計画の10年間を計画期間とする「福岡都市圏まちづくりプラン」(第5次福岡都市圏広域行政計画)を策定しています。

新たなプランでは、都市圏が特に連携して取り組むべき「新たな魅力発信・活力創造」のための方向性を示し、都市圏を構成する市や町がこれまで以上に結びつきを強めていく素地とし、圏域の活性化・成長へつなげていきたいと考えています。都市圏の魅力を発信していくためには、行政だけでなく、住民・NPO・大学・企業などの力を集結し、それぞれの役割を担いながらお互いに連携・協力し進めていくことが重要となってきます。

都市圏住民の意見を踏まえたプランとするため、素案について住民の皆さんのご意見を募集します。

(福岡都市圏17市町：福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、宗像市、福津市、糸島市)

- ▼意見募集期間 2月4日(金)まで
- ※郵送の場合、同日の消印有効
- ▼計画素案の閲覧・配布場所 須恵町まちづくり課ほか各市町企画担当課および都市圏ホームページ
- http://www.fukuoka-token.jp
- ▼意見の提出方法 書面(様式自由)で、郵便、ファックスまたは電子メールで送付してください。
- なお、計画素案の各配布場所でも受け付けます。
- ①「ふくおか都市圏まちづくりプラン」素案についての意見であること」を記載してください。
- ②いただいたご意見の趣旨などについて、事務局から確認させていただきます。場合によっては、必ず住所・氏名・電話番号を記載してください。
- ③匿名のご意見・お電話での受け付けはできませんのでご注意ください。
- ▼意見送付・問合せ先
- 〒810-8620 (住所不要)
- 福岡市総務企画局企画調整部(福岡都市圏広域行政推進協議会事務局)
- TEL: 711-40080
- FAX: 733-55080
- E-mail: kikaku.GAPB@city.fukuoka.lg.jp

## 九州・山口各県 合同会社説明会

九州・山口各県の企業が一同に会する合同会社説明会を開催します。(履歴書不要・予約不要・入退場自由)

- 日時 1月28日(金) 13時~17時
- 場所 福岡国際センター(福岡市博多区築港本町2の2)
- 対象者 おおむね39歳までの求職者および2011年3月に大学・短大・専修学校などの卒業予定者
- 内容
  - ①合同会社説明会(100社程度)
  - ②就活ミニセミナー
  - ③職業適性検査
- 参加費 無料
- 問合せ先 福岡県若者しごとサポートセンター
- ☎720-8832 http://www.ssc-f.net

## 自動車の不具合情報をお寄せください。

国土交通省では、迅速なリコールの実施やリコール隠しなどの防止のため、「自動車不具合情報ホットライン」を通じて、皆さんの車に発生した不具合情報を収集しています。情報をお寄せください。

※リコールとは、設計・製造上の問題により安全確保のため自動車メーカーなどが国土交通省に届け出て、自動車の回収・修理を行うものです。この他にも改善対策、サービスキャンペーンといった改善措置があります。

- 問合せ先
- ☎フリーダイヤル 0120-744-960 (平日)
- ☎自動音声 03-3580-4434 (年中無休・24時間)
- http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcf/index.html

## 香椎税務署からの お知らせ

- 香椎税務署の駐車場が利用できません
- 確定申告期は相談会場として駐車場に仮設会場を設置します。そのため、平成23年4月上旬までの間、香椎税務署の駐車場が利用できません。(臨時駐車場もありません。)
- 期間中は、最寄りの公共交通機関をご利用ください。
- 確定申告期間中の日曜日の申告相談などについて
- 確定申告期間中の2月20日(日)および27日(日)の2日間に限って、確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の取受、納付相談を行います。
- ただし、現金領収や納税証明書の発行は行いませんので、ご注意ください。
- 確定申告書がご自宅で作成できます
- 詳しくは国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。
- 国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp
- 問合せ先 香椎税務署
- ☎661-1031

ご存知ですか?

## トラブル解決!! 裁判所の民事調停

- お金の貸し借り、雇用関係、ご近所とのトラブル、交通事故の損害の問題と、身近に起こった争いを話し合いで円満に解決するために民事調停という制度があります。福岡簡易裁判所調停では、手続きの概要や申立の方法などの説明をしていますので、お気軽にご相談ください。
- ① 民事調停の特徴
    - 手続きが簡単 特別な法律知識は必要なく、ご本人でも申し立てることができます。
    - 円満な解決ができる 双方が納得するまで話し合うことが基本となりますので、実情に即した円満な解決ができます。
    - 費用が安い 裁判所に納める手数料は訴訟に比べて安くなっています。例えば、貸したお金10万円の返済を求める調停を申し立てた場合、手数料は500円です。(その他、若干の郵便切手が必要です。)
    - 秘密が守られる 調停は非公開で行われ、他人に知られたくないことも安心して話すことができます。
    - 早く解決できる ポイントを絞って話し合いをしますので、解決までの時間は比較的短くて済みます。通常、調停が成立するまで2~3回の調停期日が開かれ、調停成立などで解決した事件の90%が3か月以内に終了しています。
  - 問合せ先 福岡簡易裁判所調停係 (福岡市中央区城内1の1)
  - ☎781-3141